

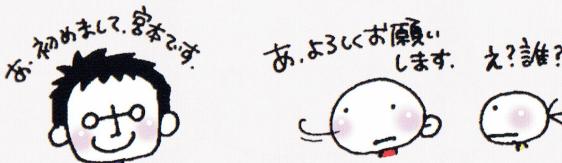
Q: 相続手続きって、
そんなに大変なの?



A: 有効な遺言書があるば、
そんなに大変じゃありません



では、遺言書がある時とない時、
その2つのパターンを比べてみましょう。



【その①】 遺言書がない場合

亡くなった方が「万引き」した財産

➡ ひとまず、相続人
みんなのものになる

これを、誰かが「いくら」もらうのかを決める

➡ 遺産分割協議

遺産分割協議を進める為に必要な準備

- ➡ ① 相続人は誰かを調べる
- ② 遺産の範囲はどこまでかを確認する
- ③ 遺産の評価がいくらかを調べる

この3つが確定してはじめて、協議の
土台が整います!

➡ その為にやる事

- 亡くなった方の戸籍…出生までさかのぼる
- ご存命の相続人の戸籍をとる etc…

平日、直接役所に行かないといけない
又、遠方の役所に郵送請求を
しないといけない場合も!

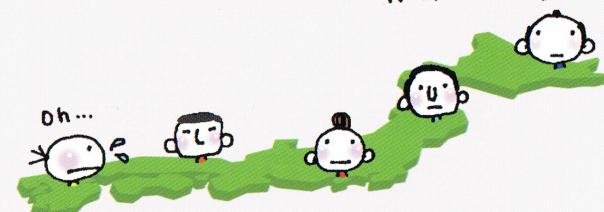
郵送請求 ➡ 「定額小為替」や
「返信用封筒」の準備
などが必要



でも、それだけじゃないんです…



● 全国に相続人が散在している



● 連絡が取れない相続人がいる



● 協議に協力してくれない相続人がいる



➡ そんな場合は協議が出来ない為、
とってもとっても時間がかかるります
(一年以上かかるしまう場合も…!!!)

